

厚生労働大臣の定める掲示事項 ②

医科点数表第2章第10部手術通則5及び6等に掲げる手術の件数（2025年1月～2025年12月）

区分2に分類される手術	件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ 黄斑下手術等（硝子体基頭顕鏡下離断術）	21件
ウ 鼓室形成手術等	0件
エ 肺悪性腫瘍手術等	12件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

その他に分類される手術	件数
人工関節置換術	114件
乳児外科施設基準対象手術	0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 冠動脈、大動脈バイパス移植術 （人工心肺を使用しないものを含む。 及び体外循環を要する手術）	0件

区分2に分類される手術	件数
ア 靭帯断裂形成手術等	1件
イ 水頭症手術等	0件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ 尿道形成手術等	0件
オ 角膜移植術	0件
カ 肝切除術等	13件
キ 子宮付属器悪性腫瘍手術等	0件

経皮的冠動脈形成術	件数
急性心筋梗塞に対するもの	0件
不安定狭心症に対するもの	0件
その他のもの	0件
経皮的冠動脈粥種切除術	0件

経皮的冠動脈ステント留置術	件数
急性心筋梗塞に対するもの	0件
不安定狭心症に対するもの	0件
その他のもの	0件

区分3に分類される手術	件数
ア 上顎骨形成術等	0件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ 母指化手術等	0件
オ 内反足手術等	0件
カ 食道切除再建術等	2件
キ 同種腎移植術等	0件

緊急整復固定加算及び緊急挿入加算に規定する 施設基準に係る公表	件数
大腿骨近位部骨折後、48時間以内に 手術を実施した件数	74件

区分4に分類される手術の件数	件数
胸腔鏡下手術	24件
腹腔鏡下手術	221件

